

## 参考資料

### 1.吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 名簿（任期：令和2年9月1日～）

	氏名	所属等
委員長	上野 景三	公的機関関係者 [佐賀県立男女共同参画センター 事業統括]
副委員長	大隈 登美子	農業関係者 [JA さが神埼地区女性部 理事]
委員	八谷 強	吉野ヶ里町区長会 [吉田地区区長]
委員	原 久美子	吉野ヶ里町商工会女性部 [理事]
委員	野村 裕彦	町内企業の代表者 [田中電子工業株式会社 経営管理部副部長]
委員	中島 悦子	民生委員児童委員
委員	豊留 和則	人権擁護委員
委員	大石 達弘	公的機関関係者 [町立中学校校長(東脊振中学校)]
委員	大隈 敏子	識見を有する者 [吉野ヶ里町ひとり親寡婦福祉会 会長]
委員	御領原 美代子	識見を有する者 [特定非営利活動法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会]

## 2.吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定庁内委員会 名簿

課名	氏名	役職
財政協働課	徳安 信之	課長
総務課	山本 和博	課長
まち未来課	川原 憲光	課長
住民課	多伊良 豊剛	課長
税務課	中島 祐二	課長
福祉課	多良 和孝	課長
吉野ヶ里保育園	古川 真	園長(参事)
こども・保健課	福成 浩一	課長
産業振興課	前山 章	課長
建設事業課	三島 幸夫	課長
会計課	福光 淳子	課長
議会事務局	中島 嘉孝	課長
学校教育課	筒井 秀勝	課長
社会教育課	伊東 康成	課長
東脊振幼稚園	三好 千春	園長(参事)

### 3.吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定の経緯

期日	内容
令和2年8月27日～ 9月18日	「男女共同参画社会の実現に向けた吉野ヶ里町民意調査」実施
令和2年8月31日	第1回吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定庁内委員会 ・「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」の改定について ・「第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」の基本理念・基本方向・重点目標（案）について ・依頼事項〔第1次計画（平成23年度～平成32年度）における「各課の取り組み」の評価、第2次計画（令和3年度～令和7年度）における「各課の取り組み」の検討、町職員意識調査〕
令和2年9月1日	第1回吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 ・委嘱状交付 ・委員長・副委員長選出 ・「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」の改定について ・「第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」の基本理念・基本方向・重点目標（案）について
令和2年10月12日 ～10月20日	「男女共同参画社会の実現に向けた吉野ヶ里町町職員意識調査」実施
令和2年10月27日	第2回吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 ・「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」の評価について ・男女共同参画社会づくりのための吉野ヶ里町民意調査の結果について ・「第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」（案）について
令和2年11月24日	第3回吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 ・「第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」（案）について ・「第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」（案）の愛称について
令和2年11月26日	第2回吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定庁内委員会 ・第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画（案）について ・今後のスケジュールについて ・依頼事項〔第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画（案）第4章の内容確認〕

令和2年12月24日 ～令和3年1月14日	パブリックコメント
令和3年2月5日	<p>第4回吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」(案)のパブリックコメント結果について</li> <li>・第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画(案)について</li> <li>・令和3年度以降の「進捗管理のための会議」の設置について</li> </ul>

## 4.用語解説

### ●M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

### ●エンパワーメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

### ●家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

### ●固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

### ●ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

### ●性的少数者

身体や染色体において男女両方の特徴を併せ持つなど中間的な性別の人、身体上の性別と心の性別が異なる性別違和の人、恋愛感情や性的意識が同性や両性に向かう人などをいう。

## ●デートDV

恋人間で起こる暴力のこと。

## ●DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人などの親しい人間関係にあるパートナーからの暴力。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉等による精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などがある。

## ●ハラスメント

相手に対して行われる「嫌がらせ」のこと。地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワー・ハラスメントや、男女問わず性的な嫌がらせを行うセクシャル・ハラスメント、研究教育の場における権力を利用したアカデミック・ハラスメント、妊娠・出産・育児を機会に職場において、精神的・肉体的な嫌がらせや給料の減給、不当解雇、雇い止め、内定取り消しなどの扱いをするマタニティ・ハラスメントなど、様々な種類のハラスメントがある。

## ●バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のこと。

## ●ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## ●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

●ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のこと。ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会である。

●ワンストップサービス

複数の手続きを一つの窓口で行えるようにすること。